

参考資料

消表対第1027号  
30消安第3023号  
健が発0907第1号  
平成30年9月7日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長  
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長  
厚生労働省健康局がん・疾病対策課長  
（公印省略）

平成30年北海道胆振東部地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

食品表示法（平成25年法律第70号）においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が定められているところです。

一方で、平成30年北海道胆振東部地震による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な食品表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡・販売の態様等を総合的に勘案し、食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、平成30年北海道胆振東部地震において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた被災地において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも食品表示基準に基づく義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

なお、アレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があることから、これまでどおり、取締りの対象となりますので、適切な対応をお願いします。

(参考)「平成 30 年北海道胆振東部地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(平成 30 年 9 月 7 日)に関する Q & A

(問 1) アレルギー及び消費期限以外の表示事項について取締りの対象としない場合でも、消費者の食品選択上、情報は消費者に提供される必要があるのではないか。

(答)

食品表示基準に基づく表示事項が容器包装に記載されていない食品を被災地で譲渡・販売する場合にも、アレルギー表示及び消費期限については、従来どおり個々の容器包装に表示する必要がある。その他の義務表示事項についても、食品を入れるダンボール等の梱包資材に、食品表示基準に規定される表示事項が記載された紙を貼り付け、梱包資材の中の食品の個数相当の数の表示事項が記載された紙をその梱包資材に入れたり、食品に近接した POP や掲示により、消費者に提供されることが望ましい。事業者から問合せがあった場合には、その旨御指導いただきたい。

また、賞味期限については、多くの業務用加工食品において、容器包装に表示されている状況もあり、可能な限り個別に表示するよう御指導いただきたい。

なお、消費期限及び賞味期限については、未開封の状態適切に保管されていることを前提としていることに鑑み、食品を適切に保管することが困難な避難所等においては、開封後の食品は、食べ残しを保管せず、適切な喫食方法で、速やかに消費するよう御指導いただきたい。

(問 2) 被災地とは具体的にどの地域としているのか。

(答)

平成 30 年北海道胆振東部地震で被災した北海道 179 市町村については、平成 30 年 9 月 6 日までに災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたところである。

本通知における被災地は、同法の適用を受けた北海道内全 179 市町村としている。

なお、今後、北海道内全 179 市町村以外で新たに同法の適用があった場合は、その地域も含むこととなる。

(問 3) 本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合にはどのような対応を行えばよいのか。

(答)

本通知においては、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合に、被災地において譲渡又は販売される食品について、必ずしも義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないことを規定したものであり、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した取締りを行うようお願いする。

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長  
( 公 印 省 略 )

### 平成30年北海道胆振東部地震を受けた乳児用液体ミルクの取扱いについて

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の規定に基づく特別用途食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）第 1 条第 3 号に規定する特定保健用食品を除く。以下同じ。）制度は、販売に供する食品につき、乳児用等の特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、消費者庁長官の許可を受けなければならない又は外国においてその旨の表示をしようとする者は、消費者庁長官の承認を受けることができる制度です。

平成 30 年 8 月 8 日に、乳児用液体ミルクの普及実現に向けて、特別用途食品における乳児用調製液状乳の許可基準を設定・施行したところですが、本日時点で乳児用調製液状乳の許可品目がない状況にあります。

一方で、平成 30 年北海道胆振東部地震による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡・販売の態様等を総合的に勘案し、食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、平成 30 年北海道胆振東部地震において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた被災地における使用を目的として譲渡・販売される、母乳代替食品としての用に適する旨を表示した乳児用液体ミルクについて、特別用途食品制度における乳児用調製液状乳の許可及び承認を受けていない場合も、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応方よろしくをお願いします。

ただし、アレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があり、これまでどおり、取締りの対象となります。

なお、海外から輸入された乳児用液体ミルクを譲渡・販売する際にも、消費者の食品選択上、必要な情報が適切に提供されることが必要なため、容器包装に記載された母乳代替食品の目的や使い方、注意事項等の情報は食品に近接したポップや掲示、付属の紙などにより、消費者に提供されることが望ましく、このため、事業者等から問合せがあった場合にはその旨御指導いただくようお願いします。

あわせて、食品衛生上、開封後の飲み残しは保管しない旨、御指導いただくようお願いいたします。

## 食品を支給・販売する場合の表示に 気をつけてください！！

- このたび、平成30年北海道胆振東部地震の被害を受けられた地域（9月6日時点179市町村）に限り、被災地への食品の円滑な供給を図るため、食品の表示ルールの弾力的な運用をしています。
- このため、表示事項の記載のない食品が流通する場合があります。
- **アレルギー**や**消費期限**については、従来どおり表示されます。

表示のない食品を提供する場合は、次のことに十分気をつけてください。

- ・ アレルゲンを含むかどうか不明な場合は、アレルギー疾患を有する被災者の方に渡さないでください。
- ・ 期限表示が不明な場合は、長期保存をさけ、早めに食べるようにしてください。開封後の食品は、食べ残しを保管せず、適切な喫食方法で、速やかに消費してください。
- ・ 乳児用液体ミルクについては、必要な情報を適切に提供してください。また、開封後の飲み残しを保管しないでください。

### 〔問合せ先〕

#### ○安全性に関する表示事項

（名称、添加物、消費期限、賞味期限、保存方法、アレルギー等）

- 課（○○－○○○○－○○○○）
- 保健所（○○－○○○○－○○○○）
- 保健所（○○－○○○○－○○○○）
- 保健所（○○－○○○○－○○○○）

#### ○品質に関する表示事項

（名称、原材料名、内容量、産地等）

- 安全推進課（○○－○○○○－○○○○）
- 消費者センター（○○－○○○○－○○○○）

\* ○○の部分には、該当の担当課、保健所名、問合せ先等が入ります。